

平成 2 8 年 度 税 制 改 正 の 概 要 (厚 生 労 働 省 関 係) ＜ 医 政 局 関 連 抜 粹 ＞

平成 2 7 年 1 2 月



厚生労働省

健康・医療

○ セルフメディケーション(自主服薬)推進のためのスイッチOTC薬控除(医療費控除の特例)の創設 〔所得税、個人住民税〕

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組(※1)を行う個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品(※2)の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払ったその対価の額の合計額が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額(最大8万8千円)について、その年分の総所得金額等から控除する。

(※1) 次の検診等又は予防接種(医師の関与があるものに限る。)をいう。

①特定健康診査、②予防接種、③定期健康診断、④健康診査、⑤がん検診

(※2) 要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品(類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものを除く。)をいう。

(注) 本特例の適用を受ける場合には、現行の医療費控除の適用を受けることができない。

○ 地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益の非課税措置の創設 〔所得税、個人住民税〕

学資に充てるため給付される金品のうち非課税所得とならない給与その他対価の性質を有するものから、「給与所得を有する者がその使用者から通常の給与に加算して受けるものであって、法人の役員や、使用人の配偶者等に給付されるもの以外のもの」を除外する措置を講ずる。

このことにより、地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益は非課税となる。

なお、この措置は、医学生に限らず、薬剤師、理学療法士、介護福祉士といった他の職種等への従事が見込まれる学生・生徒への学資金も対象となる。

○ 医療に係る消費税の課税のあり方の検討 〔消費税、地方消費税〕

<検討事項>

医療に係る消費税等の税制のあり方については、消費税率が10%に引き上げられることが予定される中、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ抜本的な解決に向けて適切な措置を講ずることができるよう、実態の正確な把握を行う。税制上の措置について、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者、保険者等の意見、特に高額な設備投資にかかる負担が大きいとの指摘等も踏まえ、平成29年度税制改正に際し、総合的に検討し、結論を得る。

○ **社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続** 〔事業税〕

○ **医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置の存続** 〔事業税〕

＜検討事項＞

事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。

○ **社会医療法人の認定取消しに係る一括課税の見直し**

〔法人税、法人住民税、事業税〕

社会医療法人の認定を取り消された医療法人が、救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画が適当である旨の都道府県知事の認定を受けた場合には、課税対象となる累積所得金額からその計画に記載された救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備の取得価額の見積額の合計額を控除できる措置を講ずること等により、課税を繰り延べることとする。

その他

* ○ **エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特例措置の適用期限の延長（グリーン投資減税）** 〔所得税、法人税 等〕

エネルギーミックスの実現に向け、対象となる設備の見直し等を行った上で、その適用期限を2年延長する。

※ 項目の前に*印を付している項目は、他省庁と共同要望した項目又は要望項目以外で厚生労働省との関係が大きい項目である。